(126)　(125)に掲げる地点から二〇九度〇二分二〇秒四・二三メートルの地点
(127)　(126)に掲げる地点から一六七度〇〇分三二秒三三・八八メートルの地点
(128)　(127)に掲げる地点から九八度一四分四五秒一四・二七メートルの地点
(129)　(128)に掲げる地点から七六度一七分五四秒六三・五三メートルの地点
(130)　(129)に掲げる地点から二九度一〇分〇八秒二六八・一一メートルの地点
(131)　(130)に掲げる地点から二九一度一二分五七秒六六・四四メートルの地点
(132)　(131)に掲げる地点から二〇度五五分四三秒五六四・一一メートルの地点
(133)　(132)に掲げる地点から三〇一度二四分一〇秒一三四・七六メートルの地点
(134)　(133)に掲げる地点から三一度一六分二八秒八二・五一メートルの地点
(135)　(134)に掲げる地点から一二一度二八分二七秒五六八・六二メートルの地点
(136)　(135)に掲げる地点から三一度〇九分四九秒六一〇・一二メートルの地点
(137)　(136)に掲げる地点から三〇一度五三分一五秒五一二・四一メートルの地点
(138)　(137)に掲げる地点から三〇度一八分一九秒一九三・二二メートルの地点
(139)　(138)に掲げる地点から三〇一度一五分一四秒一七三・九七メートルの地点
(140)　(139)に掲げる地点から二七度三八分四三秒八五二・六三メートルの地点
(141)　(140)に掲げる地点から一二一度〇七分四四秒三一七・五六メートルの地点
(142)　(141)に掲げる地点から三〇一度〇七分四五秒一五五・四八メートルの地点
(143)　(142)に掲げる地点から一二一度一一分〇八秒五三三・七三メートルの地点
(144)　(143)に掲げる地点から三八度一〇分〇八秒一四五〇・二一メートルの地点
(145)　(144)に掲げる地点から三三一度〇九分五三秒六二四・九六メートルの地点
(146)　(145)に掲げる地点から二九六度四五分一四秒四二八・八五メートルの地点

○国土交通省告示第四百五十七号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第三条第一項及び第三項の規定により、別表のとおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定するので、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、公示する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

名称　貴志川特定都市河川流域

区域　和歌山県和歌山市、海南市、紀の川市、岩出市、海草郡紀美野町、伊都郡かつらぎ町、伊都郡九度山町、伊都郡高野町、有田郡有田川町のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域

（図面省略）

その関係図面は、近畿地方整備局及び和歌山河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

別表　貴志川特定都市河川

名称	区間	
	上流端	下流端
貴志川	左岸　和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城九三〇番一地先 右岸　和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城一七五番一地先	紀の川への合流点
柘榴川	左岸　和歌山県紀の川市桃山町黒川三二番二地先 右岸　和歌山県紀の川市桃山町黒川四九五番地先	貴志川への合流点
愛子谷川	左岸　和歌山県紀の川市桃山町善田七四二番二地先 右岸　和歌山県紀の川市桃山町善田一一六六番二地先	柘榴川への合流点
喜谷川	左岸　和歌山県紀の川市桃山町善田四六九番地先 右岸　和歌山県紀の川市桃山町善田九三四番一地先	柘榴川への合流点
丸田川	和歌山県紀の川市貴志川町西山一三六一番地先	貴志川への合流点
町通川	左岸　和歌山県紀の川市貴志川町岸宮八〇二番地先 右岸　和歌山県紀の川市貴志川町岸宮八〇一番七地先	丸田川への合流点
野田原川	左岸　和歌山県紀の川市桃山町野田原一七〇七番二地先 右岸　和歌山県紀の川市桃山町野田原一五七七番一地先	貴志川への合流点
柴目川	左岸　和歌山県海草郡紀美野町動木三四六番三地先 右岸　和歌山県海草郡紀美野町動木三四五番四地先	貴志川への合流点
梅本川	左岸　和歌山県海草郡紀美野町奥佐々二〇番地先 右岸　和歌山県海草郡紀美野町梅本一番地先	貴志川への合流点
真国川	左岸　和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀一五五一番二地先 右岸　和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀一六七番一地先	貴志川への合流点